

加古川市子ども・子育て会議傍聴要領

平成 25 年 11 月 7 日

加古川市子ども・子育て会議決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、加古川市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 27 号）第 8 条の規定に基づき、加古川市子ども・子育て会議及び部会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第 2 条 傍聴人の定員は、会議の都度、会議場の収容人員等を考慮して事務局が定める。

2 傍聴希望者が傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴のために入場することができない者)

第 3 条 次のいずれかに該当する者は、傍聴のために入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 銃器その他危険なものを携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 4 条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、不体裁な行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の取扱)

第 5 条 傍聴人は、会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。

(傍聴人への指示)

第6条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会長及び部会長は、当該傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長及び部会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

3 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱)

第8条 加古川市記者クラブに加盟する社の記者その他会長が報道関係者と認める者（以下「報道関係者」という。）は、第2条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第3条から前条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

3 報道関係者は、前項の規定にかかわらず、議事に入るまでの間に限り、写真やビデオ等の撮影をすることができる。

附 則

この要領は、平成25年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月30日から施行する。